

留学生のアルバイト雇 用とコンプライアンス

知らずに「不法就労」を招かないための
5つの絶対ルールと確認必須事項

よくある誤解

「留学ビザを持っているなら、日本の学生と同じようにアルバイトとして採用して問題ない」



法律上の現実

留学ビザでの就労は原則「不可」です。事前の許可なく1時間でも働かせた場合、留学生は強制退去の対象となり、雇用主にも重い罰則が科せられます。

正しい知識と管理が、企業と留学生の双方を守る唯一の防衛策です。

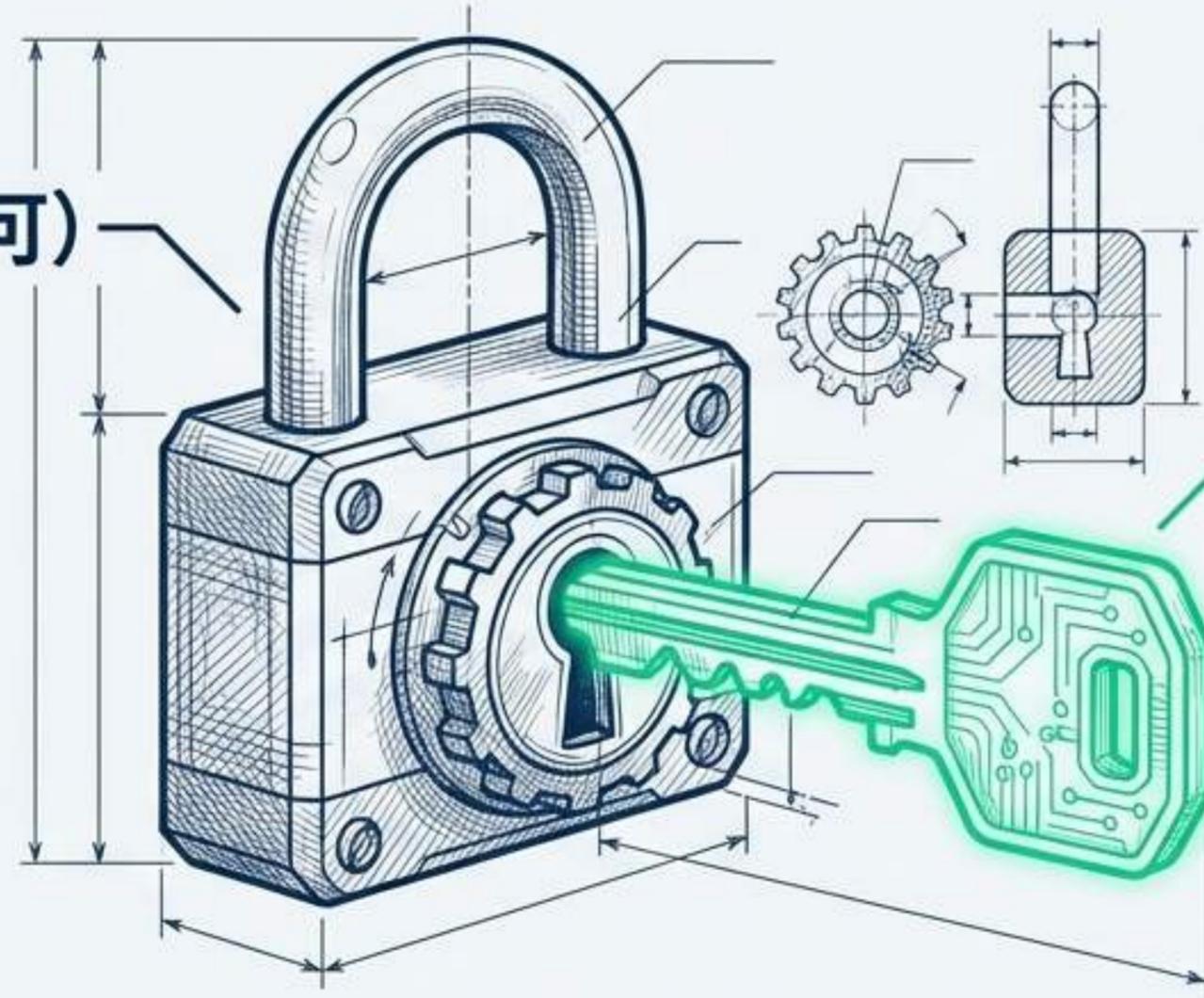
留学ビザの目的は「教育を受けること」のみ



入管法において、留学ビザは「日本の教育機関で教育を受ける活動」のみを認めています。
この状態のまま適切な手続きを経ずに就労した場合、「不法就労」となります。入管法は不法就労を罰則をもって厳しく禁止しており、ビザの取り消しや退去強制処分の対象となります。

就労を可能にする唯一の鍵 「資格外活動許可」

留学ビザ (就労不可)



資格外活動許可

原則就労不可の留学生が合法的にアルバイトをするために、必ず取得しなければならないのが「資格外活動許可」です。この許可を得て初めて、本来の目的（学業）を妨げない範囲での就労が認められます。

留学生のアルバイトに必要なのは「包括許可」

一般的な留学生のアルバイト採用において確認すべきは、左記の「包括許可」です。

【包括許可】	【個別許可】
指定なし	個別に指定される
週28時間以内	包括許可の制限を超える場合等

包括許可が認められる6つの絶対条件



学業優先

現在持っている在留資格の活動（学業）を妨げないこと



在籍の継続

教育機関に在籍し、活動を維持していること



法令遵守

刑事・民事を問わず、法令に違反しないこと



風俗営業の禁止

キャバクラ、パチンコ店、ゲームセンター等の風俗営業関連の事業に従事しないこと



素行の善良さ

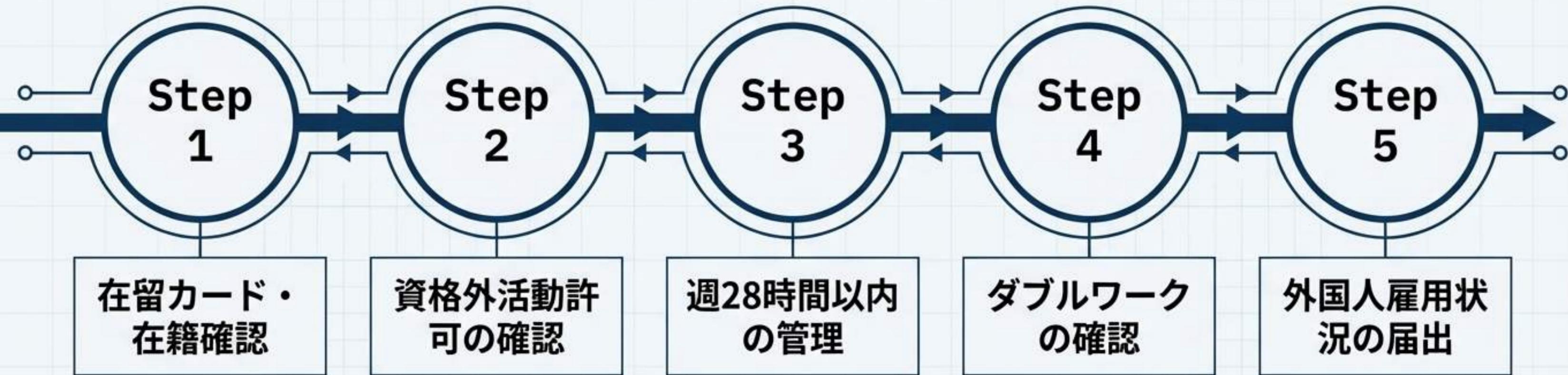
素行が不良でないこと、收容令書等を受けていないこと



学校の同意

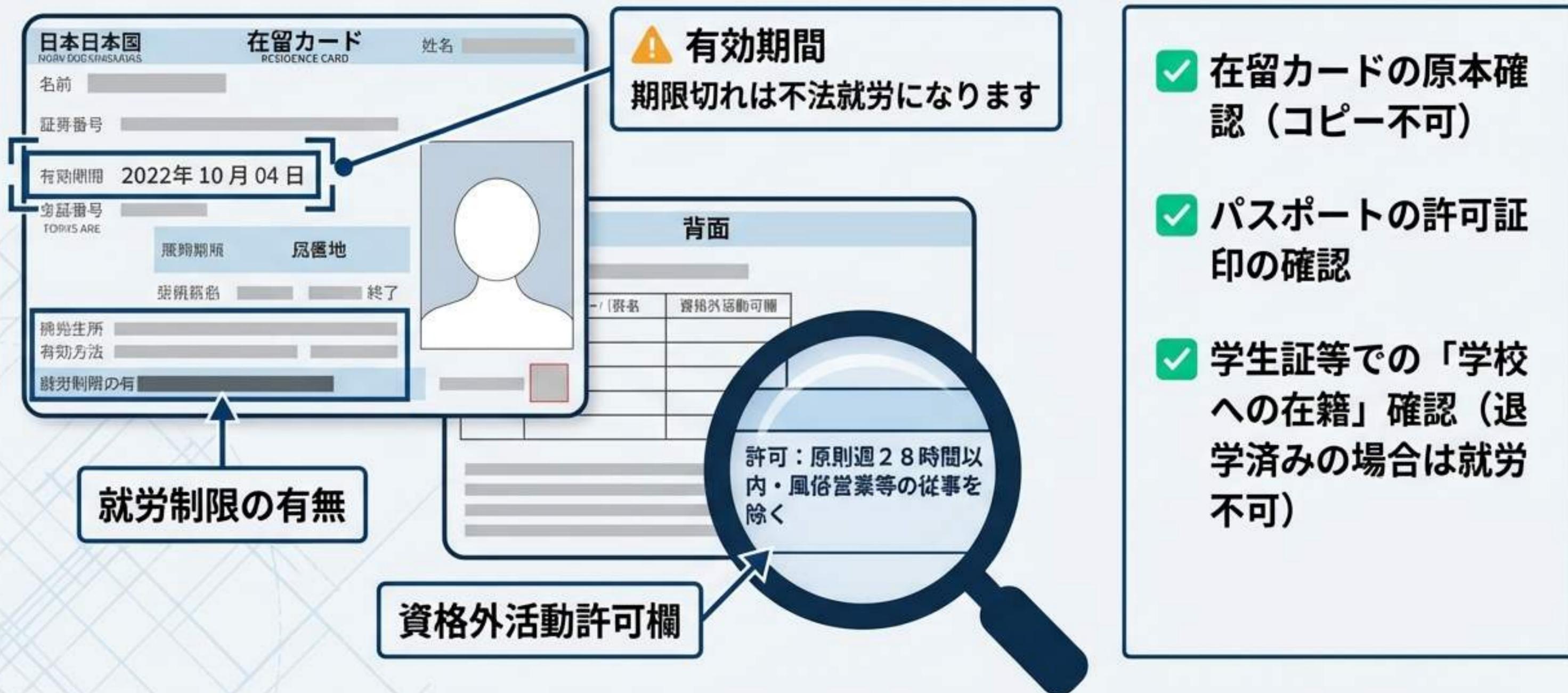
所属機関（学校）が資格外活動を行うことに同意していること

留学生を安全に雇用するための5つのステップ



次のページから、各ステップの具体的な確認方法と運用ルールを解説します。

Step 1 & 2: 在留カードの解剖図と必須確認箇所



Step 3: 厳格な「週28時間」ルールの仕組み



起算点を問わず「連続する7日間」で常に28時間以内であること。
「1分」でも超えれば不法就労となります。



夏休み等の長期休暇期間に限り、特例として「1日8時間・週40時間」までの就労が認められます。
(※学校が定める正式な長期休暇期間に限る)

Step 4: 雇用主を脅かす「ダブルワーク」の罠

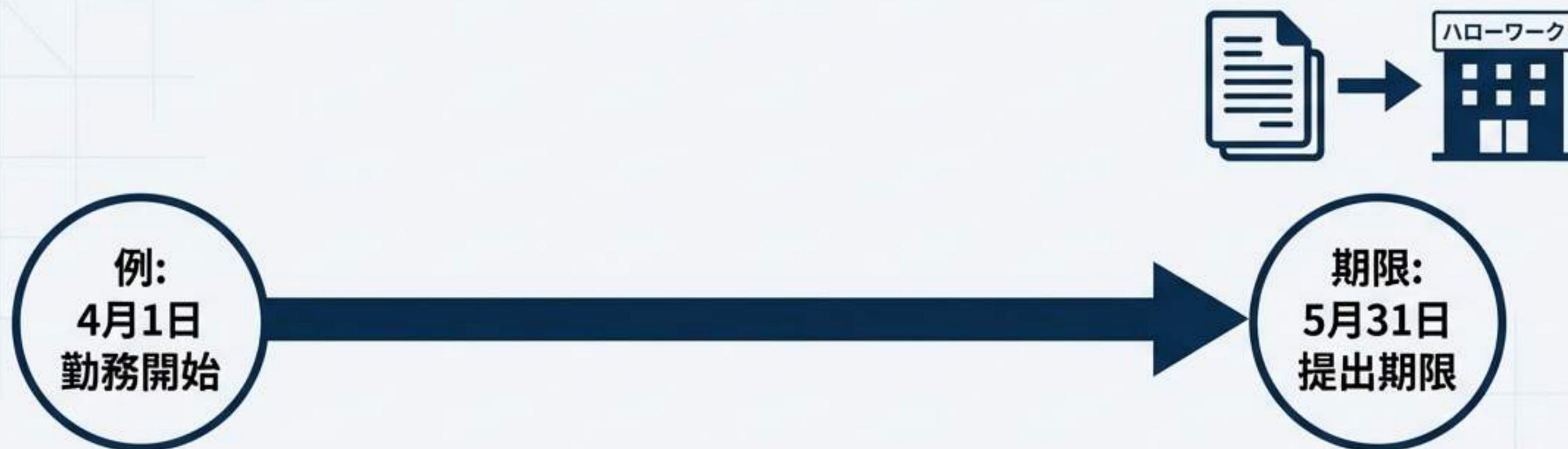
[A社での勤務：15時間]
+ [B社(自社)での勤務：15時間]
= 【合計30時間】 ← **× 不法就労**



自社のシフトを週28時間以内に収めても、他社との「合算」で28時間を超えた場合、双方の雇用主が「不法就労助長罪」に問われる可能性があります。

採用時および定期的にダブルワークの有無を確認し、「週28時間を超えて就労しない」旨の誓約書（書面）を必ず取得してください。

Step 5: 忘れがちな義務 「外国人雇用状況の届出」



留学生をアルバイトで雇用した場合、および退職した場合は、ハローワークへの届出が法律で義務付けられています。

⚠ 罰則規定：不届や虚偽の届出をした場合、外国人1人につき【最大30万円以下の罰金】が科される可能性があります。

コンプライアンスは、企業と留学生の「未来」を守る盾

企業側の リスク回避

- 不法就労助長罪の回避
(最長3年の懲役・最大300万円の罰金)
- 企業の社会的信用の維持

留学生の 未来保護

- 退去強制・ビザ取り消しの回避
- 日本での就職や夢の実現の保護

徹底した労務管理は、単なる罰則逃れではありません。
留学生が日本で安心して学び、御社で安全に働ける環境を作るための「共同防衛線」です。

複雑なビザ管理・雇用トラブルは専門家へ

監修：加納行政書士事務所 /
ビザ申請サポートNavi東京



代表：特定行政書士
加納 裕之



専門分野：

- 入管取次・ビザ申請
- 外国人問題
- 国際公法



完全予約制の無料相談を実施中。
在留資格の確認や、複雑な雇用管理の不安は、プロフェッショナルにご相談ください。

受付時間：平日 10:00 - 20:00



連絡先： 03-6403-5295

(東京都千代田区平河町)



WEBお問い合わせフォーム完備